

2020年9月18日 ver.1

2021年3月23日 ver.2

2021年9月21日 ver.3

2022年1月21日 ver.4

2022年2月1日 ver.5

2022年4月6日 ver.6

2022年7月25日 ver.7

2022年9月30日 ver.8

新型コロナウイルス感染症 学内対応ガイドライン (Ver.8)

【Verの改定主旨について】

- ▷ 2021年9月21日に学内対応ガイドラインを Ver.2 から Ver.3 へ改定しました。改定の主旨は以下の通りです。
 - ・これまで学生、教職員等の感染が判明した場合、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、保健所が行っていました。しかし、現下の感染拡大による保健所の逼迫した業務状況等や政府から発出された「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）（令和3年8月27日）」では、大学（設置者）による迅速な対応が求められていることを踏まえ、大学では政府や自治体、保健所が示す濃厚接触者等（候補や疑いも含む）に該当する一定の基準に基づき、濃厚接触者等と同様の対応を行う場合があることをガイドラインに追記しました。
- ▷ 2022年1月21日に学内対応ガイドラインを Ver.3 から Ver.4 へ改定しました。改定の主旨は以下の通りです。
 - ・政府の方針により、濃厚接触者となった場合の出勤停止期間を2週間から10日間に変更します。
 - ・これまで保健所で濃厚接触者が特定されていましたが、現下の感染状況を踏まえ自治体によっては感染者本人が接触した人へ連絡を委ねる方式をとっている場合があり、その場合においても濃厚接触者に特定された場合と同様に本ガイドラインでは取り扱うこととします（保健所から濃厚接触者となる可能性を事前告知されるケースも含む）。
- ▷ 2022年2月1日に学内対応ガイドラインを Ver.4 から Ver.5 へ改定しました。改定の主旨は以下の通りです。
 - ・政府の方針により、濃厚接触者となった場合の出勤停止期間を10日間から7日間に変更します。
- ▷ 2022年4月5日に学内対応ガイドラインを Ver.5 から Ver.6 へ改定しました。改定の主旨は、濃厚接触者の待機期間を、これまでの7日間（8日目解除）のところを、4日目及び5日目に抗原定性

検査キット（薬事承認を受けたものに限る）を用いた検査で陰性を確認した場合、5日目から解除を可能とすること等に変更しました。※抗原定性検査キットは原則自費で購入とします。

- ▷ 2022年7月25日に学内対応ガイドラインをVer.6からVer.7へ改定しました。改定の主旨は、濃厚接触者の待機期間を感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）に変更しました。また、2日目及び3日目に抗原定性検査キット（薬事承認を受けたものに限る）を用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目からの解除を可能と変更します。

※抗原定性検査キットは原則自費で購入とします。

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/noukoutaiki.html>

- ▷ 2022年9月30日に学内対応ガイドラインをVer.7からVer.8へ改定しました。改定の主旨は以下の通りです
 - ・政府方針に則り、感染した場合の療養期間等について本文の「5D：感染が確定した場合」の取り扱いを変更しました。

=====
～ 目 次 ～

1. 学内における連絡体制について
2. 健康状態の把握について
3. 感染者や濃厚接触者等の出勤（出席）の取扱いについて
4. 大学が臨時休業を行う場合について
5. 感染、濃厚接触、感染を疑わせる風邪のような症状等が発生した場合について

【本人の場合】

- A：自宅で症状が発生した場合
- B：大学内で症状が確認された場合
- C：医療機関等で受診した結果、感染し「」ていない（出勤が可能）と判断された場合
- D：感染が確定した場合

[本人の対応]

[大学の対応]

- E：濃厚接触者となった場合、濃厚接触者の疑いがある場合

【同居家族等の場合】

- F：同居家族等が濃厚接触者である疑いがある場合
- G：同居家族等が濃厚接触者になった場合
- H：同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

I：同居家族等の感染が確定した場合

6. 公表について

7. その他

- ・ 学生生活、大学施設の利用について
- ・ 濃厚接触者の定義
- ・ 発熱症状などのある方の相談・受診・検査の流れ

(備考)

- ・ 感染者や濃厚接触者等の状況・情報については状況に応じて医療機関および保健所等と連携します。
- ・ 本ガイドラインの「3. 感染者や濃厚接触者等の出勤（出席）の取扱い」では、非常勤講師やTA等は除きます。
- ・ 授業科目担当者が感染あるいは濃厚接触者等になった場合の授業科目の運営、取扱いは別に定めます。

1. 学内における連絡体制について

- ・ 学生、教職員が感染あるいは感染が疑われる場合等は、所属上長（学生の場合は所属の学部・コース・専攻の専任教員または学生支援チーム）に連絡を行ってください。連絡を受けた所属上長は、個人情報保護の観点から知りえた情報について厳守するとともに、速やかに総務グループ長まで（以下の連絡先参照）状況の報告をおこなってください。その後の進捗報告についても同様の扱いとします。

※所属上長とは、教員の場合は学部長、機構長、学科長、学科・コースの専任教員とします。

※学生から連絡を受けた専任教員は学生支援チームに連絡をすること。

<連絡先> 総務グループ長

1. 平日（月～金）の9時から17時30分（TEL）075-702-5131（総務グループ代表）
2. 上記以外の時間帯および土日祝日（TEL）080-9930-0659（片田総務グループ長 携帯電話）
3. email : soumu@kyoto-seika.ac.jp（総務グループ代表アドレス／平日のみ対応）

- ・ 総務グループ長は、本学が定めたガイドラインに則り対応を行うとともに、ガイドライン外での事項については学長、事務局長と協議のうえ、必要な場合は適宜危機対策本部を開催し対策について検討を行います。

2. 健康状態の把握について

学生、教職員は毎朝体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状がないか等、各自が健康観察を行い記録してください。今後、大学の行事に出席、参加する際に、体調管理記録として提出を求める場合があります。

3. 感染者や濃厚接触者等の出勤（出席）の取扱いについて

教職員の感染が確認された場合又は教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合には出勤を認めません（原則「特別休暇」扱いとする）。濃厚接触者に対して出勤（出席）停止の措置をとる場合の出勤（出席）停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から5日間（6日目解除）ですが、2日目及び3日目に抗原定性検査キット（薬事承認を受けたものに限る）を用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とします。

※感染者は医療機関等の指示あるいはVer.8の改定の内容に従い出勤を認めます。

※感染が確認された、あるいは濃厚接触者として特定された場合以外は「有給休暇」あるいは「在宅勤務」扱いとする。

※非常勤講師やTA等の時間給による雇用者は別に定めます。

※学生の感染が確認された場合あるいは感染の疑いがある等の場合は、該当学生に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席（出席）停止の措置をとります。濃厚接触者となった場合の出席（出席）停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から5日間（6日目解除）ですが、2日目及び3日目に抗原定性検査キット（薬事承認を受けたものに限る）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とします。

※濃厚接触者で、2日目、3日目に陰性確認することで待機期間を短縮する場合、その判断を保健所に確認する必要はありません（無症状の方が抗原定性検査キットを用いて、陰性確認をする場合、唾液抗体を用いた検査を用いることはできません）。

4. 大学が臨時休業を行う場合について

危機対策本部は、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の実施の判断にあたっては、学生の学修機会の確保にも配慮する必要があります。このため、仮に臨時休業を行う場合であっても、例えば、大学等におけるすべての業務を一律に休業とするのではなく、遠隔授業の活用や課題研究に関する出題等を通じて、感染拡大の防止と学修機会の確保を両立するための工夫に努めることとします。ただし、遠隔授業等を実施する場合、当該授業の具体的な実施形態（一部の学生に対しては、教室における対面授業を行う等）によっては、さらに大学等の内部における感染が拡大する可能性もあることから、具体的な判断にあたっては、学内や地域の状況を十分に踏まえ、必要に応じて、都道府県等の衛生主管部局とも相談することとします。

また、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで、学生の進学・就職等に不利益が生じないよう配慮します。

※「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」（2文科高第238号令和2年6月5日）より一部引用

5. 感染、濃厚接触、感染を疑わせる風邪のような症状等が発生した場合について

【本人の場合】

A：自宅で症状が発生した場合

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等（37.5度以上）や咳等の強い症状が少なくとも一つ以上がある場合は、所属上長に連絡のうえ出勤せず自宅療養してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに医療機関あるいは相談窓口（末尾参照）へ相談してください。
- ② 妊娠中や重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）等の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）が①の症状を患った場合はすぐに医療機関あるいは相談窓口へ相談してください。
- ③ 上記以外で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は医療機関あるいは相談窓口へ相談してください。

※出勤（出席）は医療機関や大学等の指示に従ってください。

※医療機関等での診断結果や相談結果は必ず所属上長まで連絡してください。

B：大学内で症状が確認された場合

- ① 所属上長に連絡のうえ、直ちに帰宅し自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合にはマスクを着用し、帰宅後の対応は「A：自宅で症状が発生した場合」と同様とします。
- ② 危機対策本部は、症状があった教職員（学生）の机、イス他接触した箇所をアルコール等により消毒を行うよう教職員に指示をする場合があります（該当の場所等により指示する教職員は異なります）。

C：医療機関等で受診した結果、感染していない（出勤が可能）と判断された場合

- ① 医療機関等で受診した結果、感染していない（出勤（出席）が可能）と判断された場合には、所属上長に連絡したうえで出勤を認めます。
- ② 出勤後は、体調の変化に十分に注意し、発熱、倦怠感、息苦しさ等が見られたら、直ちに所属上長に連絡したうえで帰宅し、自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合はマスクを着用し帰宅後の対応は、「A：自宅で症状が発生した場合」と同様とします。

D：感染が確定した場合

[本人の対応]

- ① 医療機関等での受診で感染（陽性）が確認された場合、療養期間等はその機関の指示に従ってください。
- ② 医療機関等を受診せず、自己検査・無料検査で感染（陽性）が確認された場合の療養期間等について。

a) 有症状の場合の療養期間（解除日から大学への登校を可とします）

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除となります。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

b) 無症状の場合の療養期間（解除日から大学への登校を可とします）

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能となります。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能となります。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

③ 感染の場合や濃厚接触となった場合の詳細は以下 URL を参照してください。（京都市 web 参照）

「新型コロナウイルス感染症と診断された方・濃厚接触者となった方へ」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000294318.html>

[大学の対応] ※以下、保健所等との連携は状況に応じて対応することになります。

- ① 原則、保健所、医療機関等と連携し指示を行います。
- ② 学生や教職員の感染が確定した場合は、保健所から感染者へのヒアリング等の調査が行われ、濃厚接触した者（濃厚接触者）が特定されますが、保健所による調査以外にも、所属上長は感染者の主に大学における行動履歴・範囲を可能な限り把握に努めます。
- ③ 上記②で把握した感染者の行動履歴・範囲において、同じ場所に滞在した学生、教職員の確認を行い、結果を保健所等と共有します。濃厚接触の可能性のある対象者への対応については保健所等の指示に基づくほか、必要に応じて大学側で判断し指示することがあります。
- ④ 感染者の個人情報に配慮し、個人名が特定されないよう留意して対応を行います。
- ⑤ 感染者が大学構内に入構履歴がある場合は、該当教室等を消毒および必要に応じて入構禁止措置を講じるとともに、その他の対応について危機対策本部で協議をおこないます。

E：濃厚接触者となった場合、濃厚接触者の疑いがある場合

【学内、職場内での濃厚接触者と特定された場合や、自分が行った場所（車中や店舗、ライブ等）で感染者が発生した場合、接触した人が感染者となった場合など】

- ① 報道や関係者からの連絡等で知った場合、京都府「きょうと新型コロナ医療相談センター」の感染の

可能性があるかどうかを確認できるチェック票（以下の URL 参照）等で、感染の可能性があると判定された場合は、直ちに所属上長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅で知った場合は所属上長に連絡のうえ出勤せず自宅待機してください。

<チェック票>

https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/documents/tijinyujin_1.pdf

- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項に従うとともに、状況を所属上長に連絡してください。また、必要に応じて大学側で判断し指示することがあります。
- ③ 引き続き体温を毎日測定し、各自で体調を観察して記録してください。
- ④ 医療機関や大学等の指示に従い出勤（出席）を認めます。
- ⑤ 濃厚接触者となった場合、感染者と最後に濃厚接触をした日から 5 日間（6 日目解除）は自宅待機となりますが、2 日目及び 3 日目に抗原定性検査キット（薬事承認を受けたものに限る）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除を可能とします（その判断を保健所に確認する必要はありません。また、無症状の方が抗原定性検査キットを用いて、陰性確認をする場合、唾液抗体を用いた検査を用いることはできません）。

【同居家族等の場合】

F：同居家族等が濃厚接触者である疑いがある場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者である疑いが判明した時点で直ちに所属上長に連絡してください。
- ② 保健所等の指導に従い、同居家族等の体調や体温を観察してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 教職員本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出勤を認めます。教職員本人に発熱等の症状がある場合は出勤を取りやめ、所属上長に連絡してください。

G：同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることが判明した時点で、直ちに所属上長に連絡し自宅待機してください。
- ② 保健所等からの指示事項に従うとともに、状況を所属上長に連絡してください。また、必要に応じて大学側で判断し指示することがあります。
- ③ 引き続き体温を毎日測定し、各自で体調を観察して記録してください。
- ④ 医療機関等の指示に従い出勤（出席）を認めます。

H：同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に発熱、咳、倦怠感、息苦しさ等が出たら自宅待機し、所属上長にその旨を連絡してくだ

- さい。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い）を徹底し、各自で体調を観察して記録してください。
- ② 同居家族等の症状が改善するか、医療機関等での受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属上長にその旨を連絡してください。
 - ③ 教職員本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出勤を認めます。教職員本人に発熱等の症状がある場合は出勤を取りやめ、所属上長に連絡してください。

I：同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちに所属上長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅で分かった場合は出勤せず自宅待機、大学（職場）で分かった場合は直ちに帰宅し自宅待機してください。
- ② 保健所等からの指示事項に従うとともに、状況を所属上長に連絡してください。また、必要に応じて大学側で判断し指示することがあります。
- ③ 引き続き体温を毎日測定し、各自で体調を観察して記録してください。
- ④ 医療機関等の指示に従い出勤（出席）を認めます。
- ⑤ 同一世帯内で感染者が発生した場合、同一世帯内のすべての同居者は濃厚接触者となります。同居者の待機期間については、(1)感染した同居家族の発症日（無症状の場合は検体を採取した日）、(2)住居内で感染対策（家庭内でのマスク着用、物資の共用を避けるなど）を講じた日、のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）ですが、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（薬事承認を受けたものに限る）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能です。ただし、自宅待機期間中に、別の家族が発症した場合には、改めてその発症日（無症状の場合は検体を採取した日）が0日目となります。※2日目、3日目に陰性確認することで待機期間を短縮される場合、その判断を保健所に確認する必要はありません（無症状の方が抗原定性検査キットを用いて、陰性確認をする場合、唾液抗体を用いた検査を用いることはできません）。

6. 公表について

- ① 大学構内で大学関係者の感染が発生したことが確認できた場合は、その発生状況や現況等について原則大学が公表します。
- ② 大学の敷地外で大学関係者の感染が発生した場合でも、その発生状況や現況、大学への影響等について原則大学から公表します。
- ③ 公表を行う場合は、個人情報保護の観点から、本人が特定されないような項目・内容で発表を行います。（氏名や性別、住所などは発表しない。学生（10代）、教員（40代）、職員（50代）などの属性で発表する。）
- ④ 公表を行う場合は、本学WEBページにて公表します。ただし、必要に応じて報道機関への発表を行う場合があります。
- ⑤ 公表の際は保健所等と連携して行う場合があります。

- ⑥ 公表は総務グループと広報グループが連携して行います。
- ⑦ 大学において感染者が発生した場合は文部科学省担当課へ総務グループから報告を行います。

7. その他

・学生生活、大学施設の利用について（2021年3月23日時点）

対面授業やイベント、課外活動等に関する学生生活、大学施設の利用については、京都府等が策定する感染防止対策のガイドラインに則り本学の運営を行うこととします。

学生生活、大学施設の利用方針が定まった場合は、適宜大学WEBやセイカポータル等でお知らせします。

・濃厚接触者の定義（2020年4月27日時点）

新型コロナ感染症 濃厚接触者の新しい定義（国立感染症研究所感染症疫学センター）4月27日

新しい定義は、患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者です。

○感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

- ①患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- ②適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ③患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者

（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

・発熱症状などのある方の相談・受診・検査の流れ（2022年1月21日時点）

以下の京都府WEBサイトを確認ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/soudan.html>

・京都府の新型コロナウイルス感染症に関する情報（2022年7月25日時点）

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>

<連絡先>

- ・きょうと新型コロナ医療相談センター 075-414-5487

※（365日24時間、京都府・京都市共通）

※外国語対応も可能です。

- ・厚生労働省電話相談窓口 0120-565653

※受付時間：9時～21時（土日・祝日も実施）

以上